

—全国青税秋季シンポジウム開かる—

激変する企業環境 の方向を探る



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバークビル5F 501号
電話 03(354)4162

会 長 人 健
行 辻 健
編 集 人
廣 報 部 長 板 橋 則 雄



すっかり定着し、恒例となった全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、去る十一月十五日(土)滋賀、大津市駅前の「滋賀ビル」に於いて開催された。

岡山大会以来の行事とあって、岩手、仙台始め、南は鹿児島からと、全国の会員百二十余名が集い、有意義かつ、真剣な研鑽が行なわれた。

テーマは(1)企業課税の新動向と全青税の提言(2)商法改正と中小法人をめぐる諸問題(3)徴税行政の新たな傾向と対策、であり、三分科会共時宜に適ったものとあって、詳細な報告、熱心な討議がなされた。総括報告が終わった後、滋賀県知事(代理)、大津市長(代理)、大税会滋賀県選出理事の三氏より来賓祝辞が述べられた。

研究、報告の後は、琵琶湖の暮色を眺めながら和やかに懇親会が行なわれた。全国各地の活動状況、会員の近況等語り合い、又、商法改正問題等に適切に対処する旨を約して、盛會裡のうちに終了した。



日税連と商法改正問題

に つ い て 懇 談

去る十月二十三日(木)かねてより申入れをしていた日税連と全青税の懇談会が行なわれた。

午前十時より十二時迄の約二時間、急遽表面化して来た商法改正問題について、双方忌憚なく話し合い、実りある内容となった。

当日の出席者は、日税連側は織本、永野、片岡各副会長、春好専務、外商関係者を含め九名、全青税側は辻会長、渡辺(東京)、吉田(大阪)副会長外各部長、法対策部関係者を含め十三名であった。

以下当日の内容を簡単に報告致します。

まず最初に辻会長より、今回の商法改正問題の懇談申入れに対し、心よく応じて頂いた事への謝辞、ついで全青税の税理士制度発展のために努力して来たこれまでの活動及びそういう情熱にあふれた青年税理士の集りが全青税であり常に税理士業界、日税連の基本的方針にそって活動して来た経過を述べ、日税連はある時点になると若干の違いは来ても結果的に不幸な事象もあつたが、今回の商法改

正問題については、昨日の大会のスローガンを会員の期待に添えて実現して行くため、困難な状況にあるが、其に行動して行きたいと思つて居りますので、卒直な意見交換をお願いしたい旨の挨拶があつた。

次に日税連会長代理の織本副会長より、いろいろ問題もあつたが税理士法改正が一段落した現段階では、商法改正の運動が当面の重大問題と認識している。連合会としては商対委員会、法対推進本部を中心として反対の運動計画大綱を作り、昨日も大会を行なつて反対運動を行なつて来た。青税の意見も同じだという事で、一致固結してこの問題に取り組んで行きたい。青税と貴重な意見交換をかねがね行ないたいと思つていたので本日を第一回として、今後も連絡をとつてやって行きたいとの挨拶があつた。

ついで日税連商対副委員長の佐藤裕志先生の司会により、理論的な問題と運動論と今後の進め方について意見交換した。

理論的な問題について

まず青税側よりこれまで日税連が行なつて来た商法改正問題に対する経過について、四元専務理事名で五十四年十一月に法務省の元本参事官に出した商法改正に対する文書、その後日税連が出した文書(五十四年十二月)等について

の質問に、日税連では翌五十五年四月二十六日、理事会決議を経て日税連の正式な意見書を提出したとの回答があつた。その内容は大会スローガンの通り、資本金十億円かつ、負債総額三百億円以上の会社は、会計監査人による監査を受けなければならないとしたものである。これに対して、青税側では資本金十億円死守というスローガンは弱いのではないかと、これを前面に出すと職域論という形にとられやすいのではないかと、むしろインフレを考えると十億の段階をあげて行く方が良いのではないかと

の意見について、日税連側では、法制審の審議内容等もふまへ種々検討してこのようにしたと述べ、資本金十億円かつ負債総額三百億円というのは決して小さくないとの意見であつた。更に日税連は以前から資本といわず負債という考え方で言つて来たが法務省等では資

本金基準のためスレ違い理論の可能性もあり、資本金基準についても検討し、最終的に資本、負債の両方で行こうという事に決定したとの説明があつた。

これに対し、青税側は、税法では引当金、所得控除等について数年おきに見直しされるが、商法は十年ないし二十年改正されない、資本の増加は会社の意志によるが負債は関係なく増加するという不安定要素を含んでいるので資本金基準を強調する必要があるのではないかと意見に対し、インフレに対処すべく立法論的に検討している旨説明があつた。その外利害関係者の排除、任意監査の問題、計算公開の問題等についても意見交換した。これに関し、欧米においては税理士制度がない、法務省関係者は欧米の会社制度を参考にして検討しがものため税理士制度の認識が少くない。これに対し日税連では、九十九パーセント以上を占める中小会社を含めた株式会社制度を考えて欲しい旨法務省に要望しているとの説明があつた。

また日税連側より、九月六日法務省の元本参事官他担当者と日税連山本会長以下商対担当者が合つて種々話し合い、更に九月十九日再度話し合ったが同じテーブルにつかない事を以後の正副会長会で決定し、あくまでも反対運動をして行くことで進めて来たとの話があつた。

今後共、法制審商法部会メンバー、政党的法務委員メンバー、各経済団体、中小会社等にも働きかけて効果のある運動を行なつて行きたいとの説明もあつた。

ともかく、今後日税連と青税は連絡をとりあつて、一本化した運動を行なつて行くという事で、今回の懇談会を終了した。

運動論及び今後の進め方について

まず始めに、青税側より税理士法改正の最終段階で商法改正に対

しての密約が各政党間であつたかどうか、又この時日税連で誰か同席していたかどうかとの質問に、そのような事はない。但し、小淵議員外主要メンバーに、日税連会長及び会計士会会長が呼ばれた事はあつたとの回答があつた。次に昨日の日税連大会の内容、日税連の商法改正反対運動に対する取り組み等について意見交換し、今後大会を順次開催し、一般会員に訴え盛り上げて行く必要があるのではないかと等種々話しあつた。

また日税連側より、九月六日法務省の元本参事官他担当者と日税連山本会長以下商対担当者が合つて種々話し合い、更に九月十九日再度話し合ったが同じテーブルにつかない事を以後の正副会長会で決定し、あくまでも反対運動をして行くことで進めて来たとの話があつた。

今後共、法制審商法部会メンバー、政党的法務委員メンバー、各経済団体、中小会社等にも働きかけて効果のある運動を行なつて行きたいとの説明もあつた。

ともかく、今後日税連と青税は連絡をとりあつて、一本化した運動を行なつて行くという事で、今回の懇談会を終了した。

ともかく、今後日税連と青税は連絡をとりあつて、一本化した運動を行なつて行くという事で、今回の懇談会を終了した。

主張

法制審議会商法部会(部会長鈴木武雄氏)は、明年二月国会会期をめぐり法改正作業を行っており、いよいよ大詰め段階を迎えようとしている。

11月19日に行われた商法部会とりまとめられた「商法の一部を改正する法律案要綱案」が発表されているが、中小会社への公示、公開、半期報告書などが外されており一定の前進とも見受けられる。全国税理士の最大の関心事である「会計監査人によって監査を強制される会社の範囲」については(大会社の特例)の項で商法部会としては確定させたい意向であると伝えられている。

従って、11月19日の「要綱案」を見ただけでは何とも検討のしようもないが「計算、公開に関する改正法案」によってその改正方向は概ね見当のつくところである。

会計士監査の

制度的欠陥の是正を

即ち、「計算、公開に関する改正試算」によれば、「会計監査人の監査を強制される会社の範囲」として、a 資本金五億円以上、b 負債金額百億円以上、c 収入金

額二百億円以上のいずれかに該当する会社とされている。

わが国の公認会計士制度は、昭和二十六年にアメリカのAICPAを模倣して導入されたものである。

アメリカの公認会計士監査も、細部に亘たればいろいろと問題点が存在していると思われるが、グラマン、ロッキード等の航空機疑惑事件ではSECの事後チェックによって「ピーナッツ百個受けとりました」という領収証まで摘発

締役は経営の素人でもよいとされ社長以下の役員が会社経営のプロである。取締役会が経営を委託した役員会の非行等をチェックさせているのがアメリカの公認会計士制度である。

このしくみにおいては、CPAは役員会とは完全に独立しており、厳格な監査が行えるのである。ヨーロッパにおいても、殆ど同じようなしくみになっている。

西ドイツでは、株主総会は、監査役会の1/2を選任するだけで、この1/2が労働者の代表、あとの1/2は労使双方で意見の一致する中立的な人を選ぶこととされている。この監査役会が取締役選任し取締役会を構成させ会社経営を委託し、監査役会がCPAと契約し、取締役会の非行等をチェックさせている。

アメリカにしても、西ドイツにしても、CPAの独立性は充分に保証されていることに注目しなければならぬ。

商法改正の問題点

法律と現実を考慮する

自分の不正を摘発するためにCPAを雇っていることになる。

こゝに、わが国公認会計士制度の最大の欠陥が存している事を指摘しなければならぬ。「アメリカではCPAが社長の非行を摘発すれば社長のクビがとび、日本ではCPAのクビがとぶ」といわれるゆえんもこゝに存している。

日本の発達した株式会社制度を大切に
法務省では、諸外国の立法例の収集に余念がない。実にいろいろ

と資料を出して法改正作業の正当性を主張している。

国が変れば、日や髪の色がちがいで、ことばも食物もちがうようにそれぞれ大いに異なるものである。日本的にいえば「郷に入ったら郷に従え」ということになる。

立法例の収集に熱心なのも結構だが、少しは欧米の法律、制度と実態(現実)の調和ということも

法務省の力をもってすれば数日で、できることではないだろうか

アメリカには、弁護士が五〇万人位、CPAが二〇万人位いて、税理士制度は存在していない。弁護士とCPAが税務の仕事を奪りあっているという。登録代理人制度というのがあるが、自由業としての基礎が確立しているものではない。

ヨーロッパでも、税理士制度がわが国と酷似のかたちで存在しているのは、西ドイツだけである。

西ドイツでは、株式会社二七〇〇社程度といわれ、公開会社である。わが国の商法は、ドイツ商法を模倣してとり入れられたが、立法当初の予想をはるかに上廻った株式会社の設立がなされ中小会社の経営者に親しまれ、活用されて、今日の日本経済発展の一翼を担ってきたことは明白である。この間、中小会社に対してなされてきた税理士制度の役割も大であることを忘れてはならない。

こうした実態を無視して、西ドイツの株式会社法のように大会社に変質せよとする試みは、正に時代逆行である。

公開会社(上場会社)に照準を合わせた大会社規制法をつくるのが極く自然な法改正の方向であることを指摘したい。

会)との二層に分かれており、取

わが国の経営層はひとつしか

新税理士法改正

政令・省令改正について

法対策部長 益 子 良 一

(一) 政・省令公布にあたって

新税理士法が、本年の十月十三日に施行されることに伴い、十月九日に政・省令が公布された。

但し、新法施行日が、五十六年四月一日および五十七年四月一日となっている(1)税理士審査会の行う受験資格の認定手続(法五条)(2)税務職員に対して試験科目の一部を免除する場合の管理、監督などの範囲(法八条)、(3)税理士試験の執行に関する細則(法十三条)などは、今回の政・省令からはずされていく。

政・省令を検討していくにあたって、新税理士法をどのように解釈していくべきであろうか。

(二) 新税理士法の解釈

新税理士法は、第一条で「税理士の使命」として次のように規定している。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそ

って、納税義務者の信頼にこたえ租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

旧税理士法第一条では「……納税に関する道義を高めるように努力しなければならない」として、税理士に行政が行うべき役割をも負わし、行政の補助機関としての性格を一面では有していた。

新法では、その部分が削除されておき、税理士制度が行政の補助機関としての性格から、納税者の代理人としての立場へ一歩近づいている。

とくに、「独立した公正な立場において」とは、税務行政からの独立を意味していると解することができる。というのは、次に続く文言として、「申告納税制度の理念にそって納税義務者の信頼にこたえ」とあるからである。申告納税制度とは、国税通則法第十六条

一項一号でもあきらかなように、納付すべし税額が納税者の申告により確定することを原則とし

ている。すなわち納税者が自主的に課税標準、税額等を計算し、これを申告書に記載して提出すればその時点で納付税額が確定する制度である。このことは、国民主権の政治原則にたつて、主権者たる納税者にみずから租税債務を確定する権能を認めたものであり、税理士は、必然的に、この納税者の自主申告権である税法上の行為を援助することが使命とされ、納税者の権利を擁護する納税者の代理人としての立場で法解釈として、導きだされてくる。

さらに、「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現」とは、税務の専門家として、租税に関する法令に規定された納税義務の内容について法解釈することも含まれていると解すべきである。このことは、行政庁の一方的な法解釈及び専断認定でなく、税務の専門家として納税者の立場にたつた法解釈及び専断認定することを意味しているといえる。

それによつて始めて、「租税に

関する法令に規定された納税義務の適正な実現」が可能となるのである。

新税理士法四十一条の三で、新たに規定された助言義務規定を、どのように解釈すべきであろうか。

またそれとの関連において懲戒処分が裁判の判決の確定をまたずして即時発効することをどうとらえるべきであろうか。

助言義務規定にもとづき、助言義務違反による懲戒処分を行なう場合、その筆証責任は、行政庁側即ち処分権者側にあると解することができ。

現実問題として、立証は、かなりの困難が予想され、助言義務規定は、単に訓示規定と解すべきである。しかし、訓示規定と解釈しても、助言義務の規定は、第一条の「税理士の使命」からみて、納税者の権利を擁護する納税者の代理人としての税理士制度と、なじまない規定である。

処分権者側が、この規定の趣旨を逸脱して、特定の税理士又は納税者に打撃を加える目的をもって本条違反による処分を行った場合懲戒処分の即時発効により、税理士は、明日から業務ができなくなる。後日、訴訟によつて、処分が

取り消されたとしても、その損害は回復不可能なものとなる。

この場合、行政事件訴訟法第二十五條二項の規定にもとづき、裁判所に対して、「執行停止の申立」をすることができ。

行政事件訴訟法第二十五條二項では、次のように規定している。「処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行、又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができ。

ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の執行の停止によつて目的を達することができな場合には、することができな

い。」

(三) 解釈を通しての新税理士法

「実定法」、この場合でいうところの「新税理士法」は、その客体にすぎず、解釈を通して、「新税理士法」が認識されるのであり解釈の主体は解釈者にほかならない。即ち、解釈者に問われているのは、「新税理士法はどうなつて

いるのか。」ということだけでなく、「新税理士法についてどう解釈するか。」ということである。

法の解釈は複数存在することになるが、我々は、シャープ勧告以来、求められてきた「国民のための税理士制度」を確立し、納税者の代理人として納税者の権利を擁護する立場にたつて、新税理士法を解釈していくべきである。

四 政・省令の全体的評価

今回公布された政・省令について、新税理士法第三十三条の二第二項に規定する添付書面制度の省令をのぞいて、我々が危惧した以上の拡大運用はなかった。

これは、税理士法改悪反対運動の成果であるといえる。というのも、国家審議を通じて、新税理士法のもつ問題点が大きくクローズアップされたからである。しかし政・省令のもつ性格として国会の決議を経ることなく情勢の変化によって変わる危険性が、常に存在している。

五 政・省令の個別的検討

(1) 所得税の青色申告決算書は、税務書類の範囲に含まれるであろうか。

税理七月号では、「租税に関する法令の規定に基づき作成する書類とは、法令により作成が義務づけられている書類であり、申告書に添付を義務づけられている書類とは異なる。したがって、所得税における青色申告の決算書は税務書類であるという議論は、根拠がないように思われる。所得税法において、貸借対照表、損益計算書等は、青色申告書の添付書類とされているからである。」として否定的に解している。

新税理士法第二条一項二号で、税務書類の範囲を次のように規定している。即ち、①その他租税に關する法令の規定に基づき作成されたものであること、さらに②税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めるもの。としている。

大蔵省令第一条では、「大蔵省令で定める書類は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。」としている。

ところで所得税法第百四十九条で、青色申告書に添付すべき書類として「青色申告書には、大蔵省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付し

なければならぬ。」と規定し、所得税法施行規則第六十五条一項では、法第百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類は、次によるものとする。一、貸借対照表及び損益計算書、二、不動産所得金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算に関する明細書、三、純損失の金額の計算に関する明細書、と規定している。

このようにみると、所得税の青色申告決算書は、①租税に關する法令の規定に基づき作成されたものであり、さらに②税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めるものとするすべての要件を満たしているということができ、よって税務書類に該当すると解することができ。

日税連機関紙、税理士界七百八十七号で、大竹日税連税対委員長が、税務書類に該当するという解説を行なっているが、日税連の機関として明確にすべきである。

(2) 新税理士法第三十二条の二第二項で他人の作成した申告書について審査書面を添付できることになった。この規定の創設について多田省吾大蔵委員の質問に対し、高橋元政府委員は、「税務職員が行なうべき申告書の審査を税理士に下請させようとするものでは

ないかというお話がございましたけれども、そうではございませんで、御自分で申告書を書いた納税者が、税法、法律上適法なものかどうかということ、事前に税理士さんに意見を求めるわけでございます。」さらに福田幸弘政府委員は、「審査事項記載書面添付制度と申しますのは、税理士が専門家としての立場で他人のつくりました申告書について、税法に基づいておるかということ審査して、それについて国税当局の方もそれなりの評価をする。」と答弁している。

しかし、大蔵省令第十四条の三に基づき定められた第六号様式をみてみると、「(2)審査に当たって提示を受けた帳簿書類」という項目が、はいっている。このことは、帳簿書類の中味についても審査することを意味し、国家答弁でいう申告書が租税法令に従っているかを審査するという意味から逸脱することとなり、場合によっては税務審査そのものとなってしまう。

我々は、税務相談行為の一環として税務監査をのぞむべきであろうか。

シャープ勧告にもつづき、納税者の代理人として納税者の権利を擁護する立場にたつ税理士制度に

とつて、税務審査イコール税務監査は制度的にみてなじまないといえる。

六 今後の課題

前にも述べたように、政・省令で、まだ公布されていない部分がある。

今後でてくる政・省令が我々にとって不利なものとならないようにするためのなんらかの対応が必要であると考え。

さらに今後我々に課された課題は、税理士制度を、シャープ勧告にもつづき納税者の代理人として納税者の権利を擁護する制度として位置づけ、その立場にたつて、今回成立した新税理士法を、解釈することによって自由職業人たる税理士に有利な解釈を定着させていく必要がある。

このことがひいては、国民のための税理士制度の確立につながっていくと考える。



税理士解任濫用阻止裁判の現状

岩 本 一 志 (東京)

税理士解任濫用阻止裁判は、昭和四十七年十一月十日東京地裁に訴状が提出され、昭和五十三年一月三十一日判決言渡しがありました。その後、東京高裁に控訴し争われてきましたが、昭和五十五年九月二十四日判決言渡しがありました。

ご承知のとおりこの裁判は、税理士が業務を善良な管理者として十分遂行するため顧問会社の業務に継続的、包括的に係わって、会社の業績も順調に好転してきた折に、しかも、税務調査が何の非違事項の指摘もなく終了した時点で突然に正当な理由もなく、一方的に、顧問契約を解除された税理士が訴えた事件であります。

高裁判決は、本件につき顧問契約を解除する相当な事由があり原告を敗訴としました。この判決は一番より前進した内容となっておりますが、依然として疑問点がありますので、次にその一部を指摘してみます。

一、高裁判決の疑問点

①税理士業務の実態の理解不足

高裁判決は「本件顧問契約のよりに、委任者と受任者との間の特別な人的信頼関係が基礎となっており、受任者が委任者の経営に關し、一般の税理士の場合と異って深く、係わっていたような場合に、」と判断しています。ところで、税理士の業務は、企業の開業当初、新規の設備投資、業績悪化等の場合には、必要に応じて労働金融、経営分析等企業経営全般にわたって業務を行うのが通常であります。税理士の業務は永続企業を対象とし継続的、包括的なものとならざるを得ないのです。本件も企業の業績悪化に直而した税理士が業績回復をめざして行う通常の業務であり、一般の税理士の場合と異っていないと思えます。この点税理士業務の実態に沿ってない判断であるといわざるを得ません。

②相当な解除理由はない

顧問契約の解除について、判決は「結局、被控訴人会社が昭和四十七年八月二十一日になした同月末日をもって本件顧問契約を解除する旨の意思表示は、前に判示したとおり相当の理由があるものであつて解除の効力が同月末日の終通により生じたものといわざるを得ず」と述べています。しかし、八月二十一日の解除の意思表示は理由が明らかでないので控訴人が理由開示を要請したところ、昭和四十七年九月七日付回答書で「…理由の如何を問はず、何時でも解除出来るはずのもので、それ故に当社は貴殿に対し、解除の意思表示をしたものであります」とし、専ら民法六五一条一項によつて解除できることを主張してしました。その後、被控訴人側は、解除理由として訴外山磯マイルと控訴人との関係が、被控訴人会社と販売上競合するとか、企業秘密が洩れる等の主張をしてみました。が、被控訴人会社代表者本人反対

尋問において、第一次特約店の被控訴人会社と第二次特約店の訴外山磯マイルとの競合関係はなく、また販売上げ減少もなく、被控訴人側の解除理由には正当性がないことが明らかになりました。

③解除の制約とならない判示

判決は、民法六五一条の規定の適用について、次のように判示しています。④受任者である税理士と委任者との間に信頼関係を失わしめる事由あるいは信頼関係に危惧の念を抱かしめうる事由が生じたとき、⑤当該税理士の病氣等により業務の処理が困難になつたとき、⑥依頼者に当該税理士に業務を委託する必要性が乏しくなるような事由が生じたときなど相当な事由があるときにおいてこれを解除することができる。

これらのうち④は問題ないのですが、⑤の「信頼関係に危惧の念を抱かしめうる事由」は広く解釈される可能性があり、信頼関係が失われるおそれがあると思われたのみで直ちに解除理由になり、客観的、合理的なものとなつていない。また⑥の「依頼者に当該税理士に業務を委託する必要性が乏しくなるような事由」ということになれば、顧問契約を正当な理由がなく解除する場合、単に必要性が

乏しくなったことを理由として解除できることになり得ます。このように、判示された内容では、解釈如何で相当広範囲に解除でき、民法六五一条一項の制約に結びつかないと思われ得ます。

二、最高裁に上告

本件は、昭和五十五年十月七日最高裁に上告されました。最高裁では、原判決に対して法律的方面だけから、その当否の審判が行なわれ得ます。したがって、原判決が法令違反していることを理由としなければならず、事実問題については原判決で確定したとみなされます。本件では、税理士顧問契約の実態を一層正確に理解していただくことが要点であり、解除の制約が明確化されることを期待するものであります。最高裁の性格からして相当厳びしいと想像されます。現在、上告理由書が担当弁護士を中心に学者、関係者で慎重に検討されています。十二月下旬に最高裁に提出され審判が開始されることとなります。今後、私達自身にふりかかるとあり、私達の社会的地位の向上に關連する事件でありますので、注目し支援をしていかねばならないと思ひます。

【第一分科会】

企業課税の新動向と全青税の提言

永 田 文 康 (岐阜)

はじめに 昭和55年9月26日政府税制調査会、企業課税小委員会、法人税の基本的仕組みについて報告文書を発表した。

具体的には

- ① 法人税課税と問題の所在
- ② 法人税の負担調整—配当課税のあり方
- ③ 留保所得の課税のあり方
- ④ 個人類似法人に対する税制
- ⑤ 税率構造
- ⑥ 引当金 の部から成っている

この報告に基づき我々青税も十分に研究、検討する必要がある。今回のシンポジウムもその第一弾とはいえず、単なる批判に終始することなく、新しい理念と視点にたち、現実的な説得力のある法人税制改革の具体的提言をも提示せんとするものである。

報告者は、名古屋青税の橋本委員、司会者も同じく名古屋青税の細田委員でスタートした。

- (一) 第一分科会においては、法人税の基本的仕組みについて
- (二) 企業課税小委員会報告と52年

中期税制答申について 法人税制改革に対する具体的な提言

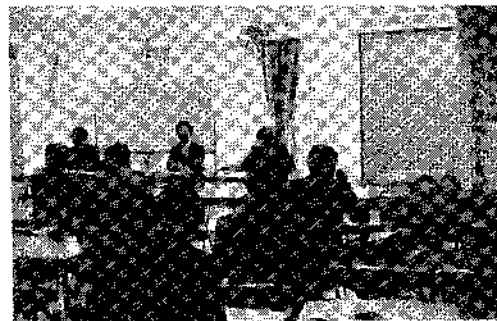
(一)では、法人税制の歴史の遷とその説明、評価、検討がなされ、(二)において、(一)を前提とし、具体的な提言をかなりユニークに

又、応能負担の原則に合致すべき改革案として、次のような改革の理念に立ち、実現可能な法人税制改革案を提言するものである。

- (1) 改革の理念と視点
- ① 近代租税原則の中核である応能負担の原則を法人、個人を問わず全納税者に適用する。
- ② 租税独自の視点—すなわち租税力あるところには適正な課税を実現する—を明確にし、近代会計理論の無原則的な税法への受け入れを再検討する。
- ③ 必ずしも一つの理論に拘泥することなく、現実企業の実態に密着した企業課税の実現をはかる。
- ④ 租税特別措置法等不公平税制については既得権化せず、原則として全て時限立法とし安易に適用

以上の理念と視点に立ち次の改革案を概念的に報告しておきます

- ① 法人間の受取配当金は全額課税対象とする。但し、急激な変化を避ける意味から、
- ① 支払配当部分については、現行の軽減税率適用の考え方を



期限の延長を認めない。 ⑤ 企業課税のあり方についての全面的な改革は今後の課題とし、今回は財産課税、土地税制等についてはふれない。

踏襲する。 ② 同族会社に対する留保金課税は、基本的には、廃止されるべきである。 但し、当面の経過措置として課税最低限(留保控除額)を大巾に引き上げて存続させ、当分の間は明らかに不当留保と認められる部分についてはのみ、留保金課税を存続させるのが妥当と認められる。

- 「具体案」
- (A) 積立金基準……… 資本金基準に改める。
- (B) 所得基準……… 資本金×1/4 (現行………)
- (C) 定額基準……… 300万円とする (現行………500万円)

② 法人税均等割制度(資本金の1%)の損算入を認める。あるいは、資本積立金(プレミアム)によるキャピタルゲイン)に対する特別課税の実施として、資本積立金の発生した事業年度において当該金額の二・五%の特別法人税を法人税と同時に申告し納付する。

又、税率の改正案としては、資本金階級別、所得階級別の法人数の構成比あるいは、資本金階級別法人の税負担率等により、結論的には、軽度の累進税率を適用した方が良いのではないか。…以上の様

な提言がされました。 今回のシンポジウムの中でさまざまな意見や質問が出ました、その中で一つふれておきます。

このような提言は、誰に対してするのか、青税に対してするのか?、あるいは国に対してするのか?、あるいは国に対してするのか?、又、提言については、今回の提言は、弱いのではないか?、あるいは強いのではないか?、と両極端に分かれる意見も出ました。結果、我々としては、今回の様に急激な改革を避け、少しでも不公平税制の是正を期待しての提言であり、税調の報告に対しては批判的に運動を進めて行くべきではないかという意見が圧倒的でありました。

おやりに 戦後税制の体系を確立したと言われるシャウブ勧告が実施されて以来、もはや30年を経過しようとしている。 この間にあって日本経済は奇跡ともいえるべき驚異的な成長をとげた。一方我が国法人税制も日本経済の高度成長とともに著しく歪められその基本構造につき抜本的な再検討が緊急の課題となっているといえよう。そして最後にいまい一度強調しておきたいのは、今回の提言はあくまでも過渡期のそれと

(八ページ下段へつづく)

【第二分科会】

商法改正と中小法人をめぐる諸問題

法 对 策 部

一 報 告

(1) 商法二次改正作業の経過

商法二次改正の動きは、法務省民事局参事官室の昭和四十九年の監査制度を含む商法改正を審議した国会の附帯決議を受けるかたちで昭和五十年六月になされた七項目にわたる「会社法改正に関する見照会」という「以下単に見照会という」によって明らかとなった。

その後法務省民事局参事官室は「株式制度」「株式会社の機関」「株式会社の計算・公開」を公表し関係団体にそれについての意見を求めた。

昭和五十年七月法制審商法部会は「当初予定された全改正項目の審議を終了するのは、かなり先のこととなり、激しい経済社会の動きに対応するには、これを持ってはならない。……」として「株式制度」「株式会社の機関」「株式会社の計算・公開」を一まとめとして他の部分から独立させ早急に改正を行う旨の決議をした。

(2) 附帯決議の意味

昭和四十九年の商法一次改正時における附帯決議は、現在法務省で行なっている二次改正作業の内容を予定していたのであろうか。

衆参両院における附帯決議は一次改正の審議の最終段階で、ほとんど審議されることなく議決されたものであり、また審議の段階においても意見照会の予定しているような論議はされていない。それよりも昭和四十九年七月項経国連は「商法改正に関する緊急要望事項」として十三項目をとりまとめ法務省など関係団体等に要望しているが、この要望のうちの八項目がほとんどそのままのちたてで意見照会に表われている点に、今回の法務省が進めている商法二次改正作業の基本的方向が打ち出され、その方向が予想される。

(3) 改正法案の主なる項目の検討

イ株式制度
・ 額面五万円の単位株制度の導入、
・ 株式取得の通知制度の導入、
・ 子会社による親会社株式の取得制限、
ロ株式会社の機関
・ 大会社の複数監査役の法制化、
・ 外部監査役の導入、
・ 株主総会での株主の質問・提案権の明文化、
・ 常務会に代わる経営委員会制度の導入、
ハ株式会社の計算・公開



・ 業務報告書の記載事項の法定化、
・ 会計監査人の監査を要する会社の基準の拡大、
・ 計算書類の商業登記所への提出、
(4) 中小法人をめぐる諸問題（改正法案にみられる中小法人に与える影響）
イ大小会社の区分
・ 税制面において考えられる影響

商法への大小会社区分の導入は法人税の二分化を図り、大会社に對しては、いわゆる「法人擬制税」による比例税率課税、同族の中小会社には個人所得税との負担の均衡を勘案した累進税率課税にならざるべきあり、租税特別措置法等で優遇課税が行なわれている大会社と中小会社の差別がより一層拡大するだけではなく、大会社には自主經理の尊重と税務調査省略、中小会社には厳しい通達による規制という税務執行上の大差別を生むおそれがある。

連結決算制度との関連では、商法上に連結決算の導入は連結納税申告制度導入のための布石でありそれにより大会社に対する税負担を大幅に軽減させ、一方それにより中小会社の課税の強化もたらされないと保障はない。

・ 営業取引面において考えられる影響

(七ページよりのつづき)
理解していただき、同時に急激な改革を避け実質的税負担率を所得金額になららかに比例されることによって最低限の必能負担の原則を期待したい。そのためには、今回の改革案を全て一気に実施する必要はなく、5年程度の準備期間を置いて順次実施していく手法も合理的といえよう。ともあれ今回の提言は過渡期における税制改革の一環として位置づけ、一考していただければ幸いである。
シンボジウムを終えての感想は税制の複雑化と税制上の矛盾、不公平さがいかに多いかと言うことと、今後も企業課税の問題に関心をもち続けなければならないと再確認した次第であります。
大小会社区分は、また営業取引においても看過できない実質的影響をもたらしてくる。
資本金が少くない、同族的である、大小会社区分により小会社だからという理由等々により、営業取引・融資等さまざまな制約が生じてこないとはいえず、結果的に大小会社の区分は中小会社の大会社への発展性を阻止され、大会社の経済的優位性維持に利用される可能性がある。

ロ半期報告制度

半期決算制度の導入は中小会社にとって過重となるばかりで実際上は不要である。

ハ計算書類の公示・公開

一定の社会的影響をもつ大会社は当然としても、閉鎖的な中小法人に計算書類の公示・公開を法定することは、中小法人の実情を無

視するものであって、その強制は

中小法人に経済的、社会的な混乱を生ぜしめ、それらの経営の死命をも制しかねない。

計算書類の提出を一定期間怠った会社を解散したものとみなして

職権によりその旨の登記をすることにもなれば、現実には活動している会社が突如として生命が奪れ

るような事態が発生する危険もある。

Ⅰ 質議 (主なる項目)

① 青税の基本的見解での大会社の規定を具体的、明確にすべきである、青税は大会社には規制をといっていることが結果的にその区分を是認することにならないか。

② 今回の改正試案のめざす方向は必ずしも経団連等の意向がでていないのではないか、良いものは良いものとして進めてはどうか。
③ 現実的には法と実体はかなりかけはなれているのでそういった意味から今回の改正試案は考慮してもよいのではないか。
以上の三項目の問題は、色々

問題もあり、今後全青税として検討するべきである問題として確認した。
④ その他では計算書類の公示・公開は節税へのしめつけの問題、さらには信憑性の問題などが質問あるいは意見として出された。

【第三分科会】
徴税行政の新たな傾向と対策

佐藤 庸安 (大阪)

第三分科会は「徴税行政の新たな傾向と対策」というテーマで、

まず東京の島上会員より、課税庁側の変化をみるために、「税務署の体制の変化と税務調査の新傾向」と題して報告があった。新税理士法との直接の関係については、税務署内の問題だけに情報が入手されず、断定は難かしいが、

最近の調査体制が変化して来ている点については、事実であり、この点について多角的に、具体的指摘があった。詳細は、シンポジウムのレジュメに譲るとして、特に注目された点は、次のとおりである。

① 所得税部門における「悉皆調

査」と称されるもの

これは一定区域の特定業種につき、徹底的にその実態を掌握するために行なわれるもので、昨年は目黒署、今年は福島署で、飲食店を対象に行なわれたということである。

② 法人税部門における納税者管理の強化

具体的には、簡易調査を多くこなして、実調率、接触率を高めること、また、現金収入法人、海外取引法人、公益法人の収益事業などにつき、注目していること。

③ 広報体制の強化

立川署における広報専門官の

設置や、学校教育における納税思想の啓蒙

次に大阪の由岐会員より、新税理士法並びに新改省令施行後の業務対策と企業に与える影響と願って報告があった。

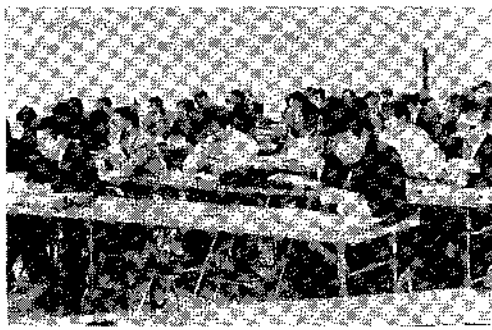
まず、新税理士法はどのように変ったかという観点から、監督制度の強化、独占業務、税務援助、使命と助言義務、について、各項

目とも、課税庁の下請補助機関化がすすめられたものとの評価を下し、この認識にたつて、新法が税理士業務に与える影響、企業に与える影響が論ぜられた。税理士業務については、助言義務、使用人監督義務、帳簿作成義務が新たに

創設ないし変更されたことにより、現実的には、有形無形の影響を与えるだろうとの指摘があった。会場からは、「新法により税理士業務に影響を受けるべきでないし、「助言義務の対象には、おのずから限界があり、あまり重大に考えるべきでない」等の意見が出された。

企業に与える影響としては、税理士の姿勢の変化にともない、納税者の権利主張が後退するのではないか、という懸念、また、税理士に対する不審が生ずるのではないかと指摘があった。

しかしながら、税務署、税理士、企業とも新法による変化の予測、推測であり、今後の情勢に特に関心がある。会場からも積極的に意見が出されたが、その中で、「税理士会の支部は、当局の監督を受けないのか」、「税務援助の規定



は、59年からの利子、配当の総合課税による属大納税者数の増大を考慮してはいないのではないか」、「税理士事務所の職員は立ち合いができないのではないか」等については充分な議論ができなかった。今後の検討が特に望まれるところと思われる。

税理士事務所職員の給与等 アンケート集計結果報告

大阪合同青年税理士連盟京都支部 関 沢

金青税岡山大会に於いて、「期待される税理士像」をメインテーマにしシンポジウムが開催された。

大阪合同青税は第三分科会場「事務所職員からの期待」を担当し事務所職員の給与等に關して会場内でアンケートを求めたところ、次の集計結果が得られましたので、ここに報告します。

(資料 1) 地域別回答者数

地域	割合	単位数	名	人員	割合
關 東	24	東京	1	4	9%
		京谷	3	7	
		千代	3	7	
中 部	4	名古屋	1	2	
關 西	63	大阪	29	63	
西 不	7	大岡山	1	2	
		池田	2	4	
計	100%		46人	100%	

注、分科会場担当者が大阪青税であるので、全体会員のうち大阪青税が過半数を占める結果となった。

(資料 2) 開業者割合

開業年令	割合
26~27才	13.6
28~29才	18.1
30~31才	20.4
32~33才	22.7
34~35才	13.6
36才以降	11.3

(資料 3) 年令別、開業年数別からみた職員採用状況

年 令	開業年数	開 業 年 数											
		1~3年		4~6年		7~9年		10~12年		13年以上		平 均	
		均	低	均	低	均	低	均	低	均	低	均	低
30~34才	均	3.0	1.0	3.3	1.3	3.5	2.0					3.3	1.4
	低	2	1	1	0	3	1					1.1	0.9
35~38才	均	2.0	1.0	2.4	0.6	5.5	3.0					2.8	1.1
	低	2	1	0	0	4	1					1.4	0.3
39~42才	均	2.3	0.7	3.7	1.7	4.3	1.6	1.0	1.0	4.2	2.7	3.5	1.7
	低	1	0	0	0	3	1	1	0	2	1	1.0	0.7
43才以上	均					4.0	3.0	5.0	3.0	9.0	5.0	6.0	3.7
	低					4	3	5	3	9	5	2.0	0.3
平 均		2.3	0.9	3.1	1.1	4.1	2.1	3.0	2.0	5.2	3.2	3.4	1.6

注、この集計結果は事務所職員に対する給与等のアンケート回答の基礎資料である。(職員採用の必要且、採用の可能な事務所が回答されたものと思われる。)従って、青税会員の全体からみれば、この集計よりも職員採用数は減少するであろう。但し、特殊事情等により端的に異なる者の回答は除いた。

(資料 4) 初任給の決定方法とその支給額

学歴によって決定している事務所68.3%

	平均	最高	最低
大学卒	103,000	135,000	85,000
高校卒	91,600	120,000	80,000
その他	87,500	90,000	85,000

年令によって決定している事務所31.7%

	平均	最高	最低
10才代	86,000	100,000	80,000
20才代	101,800	120,000	75,000
30才代	130,000	180,000	90,000
40才代	200,000	200,000	200,000

注 職能を加味して決定している事務所もある

(資料 5) 昇給回数と昇給率

昇給回数	昇給回数	
	1回 (14%)	2回 (26%)
昇給率	5%	3%
6~7%	20	9
8~9%	20	—
10%	40	55
11~14%	—	—
15%	10	18
16%以上	7	9

注 税理士試験に科目合格した場合、1科目当り1万円昇給する事務所が1ヶ所

職能によって5~10%の昇給率をもって昇給する事務所が4ヶ所

(資料 6) 一事務所のうち、職能別職員採用割合

職能区分	割合			1事務所当り職員数
	平均	男	女	
事務の補助しかできない(記帳事務等)	25.2%	15.4%	9.8%	0.97名
伝票起票能力がある(含、税務的判断)	18.9	11.2	7.7	0.73
決算書作成までできる	33.6	21.7	11.9	1.30
コンピュータパンチャーに従事	5.6	0	5.6	0.22
その他一般事務所事務	16.7	0	16.7	0.65

決算書作成までできる者が、回答者の中で、1事務所当り、1.3名を有し一番多い。これは、職員が決算書作成できるまで努力した者が、その事務所に於いて今後とも努力しようとする者であると思われる。

注 1 総合的アンケート回答のあった者についてのみ集計した
2 専従者について職能別区分の無いものは、一般事務に含めた。

その1 事務の補助しかできない(記帳事務等)

勤務年数	年 令	男				女			
		25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上
1 年	平均	101,800	127,500	110,000	200,000	87,500	100,000	—	90,000
	最低 最高	80,000 130,000	120,000 130,000	110,000	200,000	75,000 11,000	100,000	—	90,000
2 年	平均	—	—	—	140,000	—	—	—	157,500
	最低 最高	—	—	—	140,000	—	—	—	115,000 200,000
3 年	平均	—	—	—	—	120,000	—	—	—
	最低 最高	—	—	—	—	120,000	—	—	—
4 年以上	平均	—	120,000	—	—	—	—	—	140,000
	最低 最高	—	120,000	—	—	—	—	—	140,000

(資料7) 職能別 給料支給額

その2 伝票起票能力がある(含、税務的判断)

勤務年数	年 令	男				女			
		25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上
2 年以下	平均	118,500	190,000	—	—	108,750	117,500	—	110,000
	最低 最高	95,000 150,000	180,000 200,000	—	—	90,000 117,000	115,000 120,000	—	110,000
4 年以下	平均	125,000	—	—	153,000	120,000	120,000	—	—
	最低 最高	125,000	—	—	153,000	120,000	120,000	—	—
6 年以下	平均	—	270,000	—	—	—	—	—	—
	最低 最高	—	270,000	—	—	—	—	—	—
7 年以上	平均	—	—	—	—	—	—	—	155,000
	最低 最高	—	—	—	—	—	—	—	150,000 160,000

その3 決算書作成までできる

勤務年数	年 令	男				女			
		25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上
2 年以下	平均	142,300	136,600	185,000	230,000	—	127,500	—	170,000
	最低 最高	110,000 200,000	100,000 180,000	120,000 250,000	230,000	—	120,000 135,000	—	170,000
4 年以下	平均	167,500	160,000	320,000	—	130,000	—	120,000	—
	最低 最高	120,000 210,500	140,000 170,000	250,000 390,000	—	125,000 135,000	—	120,000	—
6 年以下	平均	—	181,000	—	—	—	—	160,000	180,000
	最低 最高	—	155,000 198,000	—	—	—	—	160,000	180,000
7 年以上	平均	—	230,000	300,000	300,000	—	—	270,000	166,600
	最低 最高	—	230,000	300,000	300,000	—	—	270,000	155,000 180,000

その4 コンピュータパンチャー又は事務所一般事務

勤務年数	年 令	女			
		25才以下	30才以下	35才以下	36才以上
1 年	平均	93,000	80,000	250,000	106,000
	最低 最高	85,000 110,000	80,000	250,000	106,000
2 年	平均	100,000	—	—	—
	最低 最高	100,000	—	—	—
3 年	平均	—	140,000	—	—
	最低 最高	—	130,000 150,000	—	—
4 年以上	平均	—	—	—	120,000
	最低 最高	—	—	—	100,000 140,000

(資料8) 賞与支給回数と給料月額に対する支給係数

支給回数 倍 率	支給回数	
	2回 67%	3回 33%
給料に対する倍率		
2ヶ月以下	4%	—%
2.5ヶ月〃	—	8
3ヶ月〃	43	15
3.5ヶ月〃	11	8
4ヶ月〃	21	23
4.5ヶ月〃	14	23
5ヶ月以上	7	33

参考 源泉徴収税額表は、基本給の4.5ヶ月分の年賞与支給があるものとして算出されている。

(資料10) 加入している社会保険等

加入の内容	割合(%)
政府管掌健康保険、厚生年金に加入	16
労働保険に加入	18
税理士会実施健康保険に加入	29
生命保険に加入	8
その他	2
一切なし	27

(資料9) 退職金等に対する支給基準の有無と退職金等支給に対する対策の方法

講 究 対 策	退職手当支給基準の有無	
	無 70%	有 30%
何ら対処していない	79%	40%
共済掛金をしている	4	60
生命保険に加入している	13	—
その他	4	—

和歌山の青色申告

取消し事案について

全国青年税理士連盟は、本連盟の会員である、和歌山の岡平蔵・岡八重子両税理士が関与して提訴した「青色申告取消訴訟」は単に岡会員の関与先法人のみの問題ではなく、近時税務行政が非民主的権力的に傾斜しつつあるなかで発生した特徴的な納税者の権利侵害事案であると判断する。

本訴訟に至る原因は、和歌山税務署の質問検査権発動に伴う職員が、任意の所得調査をするに際し、納税者が求める「調査理由の開示」を拒否し、なおかつ当該法人の全取引先について不当な反面調査を行い、納税者に困惑と憔悴を与えた後、「青色申告取消し、所得更正」を行ったものである。

本訴訟の問題点は、
一、申告納税制度のもとの任意の調査に際し、納税者の当然の権利である「調査理由の開示」を否定し、刑罰の威嚇をもつて納税者と納税者の取引先について、不当な調査を行った。
二、帳簿の備付・記録・保存がある適法な青色申告法人に対し、「帳簿の不提示」を理由に「青

色申告取消処分」を行った。
三、帳簿の提示・不提示は、質問検査権にかかわる事項であるにもかかわらず、法的性格を異にする「青色申告取消処分」を行った。
以上の行為は、憲法が定める租税法律主義を否定するとともに、我々民主主義を著しく破かいするものである。
またその影響は、全ての納税者に重要なかわりをもつものである。従って、青年税理士としては、これを黙下することはできない。
以上を考慮して、本連盟は、五十五年七月の全国大会(岡山大会)においてこの「青色申告取消訴訟」に対し、全面的に支援することが決定された。(訴訟対策委員会)

色申告取消処分」を行った。

三、帳簿の提示・不提示は、質問検査権にかかわる事項であるにもかかわらず、法的性格を異にする「青色申告取消処分」を行った。
以上の行為は、憲法が定める租税法律主義を否定するとともに、我々民主主義を著しく破かいするものである。

またその影響は、全ての納税者に重要なかわりをもつものである。従って、青年税理士としては、これを黙下することはできない。
以上を考慮して、本連盟は、五十五年七月の全国大会(岡山大会)においてこの「青色申告取消訴訟」に対し、全面的に支援することが決定された。(訴訟対策委員会)

全青税報告

総務部

第一回 常務理事会開催

去る十一月十五日大津市の滋賀ビルに於て、本年初の常務理事会が行なわれた。(出席者十八名、議長 吉田副会長)

常務理事会報告

◎ 会長挨拶 税理士法の改正に伴い政・省令も施行され各単位税理士会の会則等の改正がほぼ終了税理士法も新しい第一歩を踏み出

した。しかし、まだまだ問題の多い出発である。商法改正問題について先日十月二十二日税理士会館に於て、日税連幹部と懇談をもつた。二面でも報告の通りである。十一月六日日税連山本会長が亡くなり香典と弔電を全青税で行った。

会長の挨拶のあと議題に入った
一、秋季シンポジウムの件 田中研究部長と滋賀の大居君より報告があり、運営について打合せ、成功を期した。
二、商法改正問題の件 益子法対部長と斎藤商法対策委員長より報告があった。日税連の十月二十二日の大会で増田氏が、商法改正について妥協もあり得るといったが、日税連との懇談の席上でも問題になり日税連側もあればまずかったということだった。又今後の運動については予算がないことを強調していたが我々としては予算はあるに越したことはないがなくてもできることと主張した。又商法改正問題に迅速に対応できるように、常務理事会をいつでも開催できるように提案があり、全員これを承認した。つづいて政・省令の検討会を十一月一日名古屋税理士会館でやった報告があり、我々が税理士法改正反対運動をしていた中で我々が危惧した以上のものとはなら

なかつたと報告があった。
三、東京大会の件 東京青税の渡辺会長より、後日発送されるような要領で東京大会を行ないたい旨の提案があり、会場より大会当日の詳細の検討をつめるような発言がありこの点を入れて承認された。
四、各部報告
①経理部 未収会費の報告と印刷屋への未払分の処理について、極力未収分を回収してなおかつやむを得ない場合は借入金もいだろうと承認された。
②法対部 中期税政の検討を神奈川県に依頼する。和歌山事件員に配布する。
③研究部 東京大会のテーマを今後検討する。
④次回理事会の件 次回は東京のサンシャインプリンスホテルにて新年会を兼ねて開催する。
一日時 五六年一月十四日(水) 午後二時~七時
一場所 サンシャインプリンスホテル 池袋駅より徒歩一〇分
一議題 ①東京大会 ②商法改正問題 ③その他
・費用 懇親会費 七〇〇〇円
一泊 七〇〇〇円
以上で第一回の常務理事会を終了した。

法対策部の委員会の構成メンバー

- 一、税理士法対策委員会
 - 委員長(神奈川) 益子 良一
 - 副委員長(名古屋) 棚瀬 茂
 - 委員(〃) 加藤 毅史
 - (〃) 田中 道義
 - (岐阜) 花村 孝行
 - (灯谷) 加藤 哲也
 - (個福岡) 与田 光雄
 - (香川) 伊達 照夫
- 二、一般消費税対策委員会
 - 委員長(神奈川) 井上 貞文
 - 委員(〃) 高橋 正美
 - (〃) 長谷川 博
 - (千葉) 林 弘義
 - (埼玉) 小西 聖光
- 三、商法改正対策委員会
 - 委員会(東京) 齊藤 克彦
 - 委員(〃) 粕谷 幸男
 - (〃) 坂田 純一
 - (〃) 石亀 邦俊
 - (〃) 徳重 寛之
 - (〃) 武田 晃輔
 - (仙台) 三浦 二郎
 - (岩手) 西川 広
- 四、訴訟対策委員会
 - 委員長(大阪) 西村 公義
 - 委員(〃) 内藤 寿之
 - (〃) 桐本 強
 - (〃) 鈴木 博一
 - (〃) 林 伸三郎
 - (岡山) 那須 一郎